

令和8年度の国民健康保険税をお知らせします

令和8年度から子ども・子育て支援納付金が始まります

令和8年度から子ども・子育て世代を社会全体で支える仕組みづくりが始まるため、今までの保険税にあわせて、新たに「子ども・子育て支援納付金」の徴収が始まります。

賦課限度額については、国民健康保険法の改正により医療給付費分を67万円(昨年度66万円)に引き上げます。

国保は相互扶助により支えられる制度です。今後も国保の健全運営のため、医療の適正利用と保険税の納付にご協力をお願いいたします。

令和8年度 国民健康保険税 税率詳細

税率区分	医療給付費分	後期高齢支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分		
所得割率	6.35%	2.83%	2.54%	0.28%		
軽減無世帯	均等割額	25,000円	16,000円	18,000円	1,800円(18歳以上)	
	未就学児軽減(半額)	12,500円	8,000円			
	平等割額	17,000円				
	特定世帯(単身半額)	8,500円				
	特定継続世帯(4/3)	12,750円				
低所得者軽減後額	7割軽減	均等割	7,500円	4,800円	5,400円	540円(18歳以上)
		未就学児軽減	3,750円	2,400円		
		平等割	5,100円			
		特定世帯	2,550円			
	5割軽減	均等割	12,500円	8,000円	9,000円	900円(18歳以上)
		未就学児軽減	6,250円	4,000円		
		平等割	8,500円			
		特定世帯	4,250円			
	2割軽減	均等割	20,000円	12,800円	14,400円	1,440円(18歳以上)
		未就学児軽減	10,000円	6,400円		
		平等割	13,600円			
		特定世帯	6,800円			
特定継続	10,200円					
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円		

《低所得者軽減について》

前年中の世帯の総所得金額等(擬制世帯主を含む)の合計が、下記の一定基準以下の場合には、均等割額及び平等割額を軽減します。

★7割軽減基準額＝

基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) 以下

★5割軽減基準額＝

基礎控除額(43万円) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) 以下

★2割軽減基準額＝

基礎控除額(43万円) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) 以下

★65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を控除した金額で判定します。

★「純損失の繰越控除、青色事業専従者控除、事業専従者控除、長期・短期譲渡所得等の特別控除」に係る所得については、控除前の金額で判定します。(但し、所得割額の算定の際には、控除が認められています。)

※給与収入が55万円を超える人と年金支給額が60万円を超える(65歳未満)または110万円を超える(65歳以上)人

被保険者数には擬制世帯主(住民票上の世帯主で国民健康保険に加入していない人)は含みません。

～収入のない方や非課税収入のみの方も、所得の申告をお願いします～

世帯内に所得の申告を行っていない加入者がいる場合は、国保税額の低所得者軽減の適用や、医療を受けたときに支払う自己負担の限度額が正しく適用されない場合があります。そのため、収入のない方、障害年金や遺族年金などの非課税収入のみの方も、所得の申告(所得がないという申告)を行う必要があります。

既に、所得税の確定申告をした方や市役所で市県民税申告をした方、給与所得のみで給与支払報告書が事業所から市役所に提出されている方、公的年金以外に所得がない場合で公的年金支払報告書が市役所に提出されている方、所得の申告をした方の扶養になっている方は、再度の申告は必要ありません。

◆子ども・子育て支援納付金の18歳未満被保険者軽減について

18歳未満にかかる子ども・子育て支援納付金分の均等割額を全額軽減します。対象者は自動的に軽減を適用しますので、申請の必要はありません。

◆未就学児軽減について

未就学児(小学校入学前の児童)にかかる国民健康保険税について、均等割額の半額(軽減対象者については軽減後の半額)を減免します。対象者は自動的に減免を適用しますので、申請の必要はありません。

◆家族が社会保険に加入している国民健康保険加入者の方へ

家族に社会保険加入者がいる場合、条件を満たせば社会保険の被扶養者となる場合があります。

詳しくは、家族が加入している社会保険にお問い合わせください。

納税義務者は世帯主です

国保は世帯ごとに課税され、世帯主が国保に加入していなくても、納税義務者は「国保加入者のいる世帯の世帯主」です。

実際に課税される国保税額は国保加入者のみの国保税額であり、加入していない世帯主分は含まれておりません。このような世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。

事業主の都合によって離職された人は国保税が軽減されます。

勤めていた会社の倒産や解雇、または雇用契約が更新されないといった事業主の都合によって離職した人を非自発的失業者といいます。

これらの人が離職後に在職中と同程度の負担で国保に加入することができるよう、負担軽減の対応策がとられています。

■対象となる人は？

- 倒産や解雇などの理由により離職した人
→雇用保険の特定受給資格者
《雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の退職理由番号》
11、12、21、22、31、32
 - 雇用契約が更新されない(雇い止め)などの理由により離職した人
→雇用保険の特定理由離職者
《雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の退職理由番号》
23、33、34
- ★ただし、離職時点で65歳未満の人に限りです。
★高齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となりません。

■手続きの方法は？

申請が必要です

「国民健康保険特例対象被保険者に係る申請書」に必要な事項を記入のうえ、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知のコピーを添付して提出します。

■軽減される額は？

国保税は前年の所得によって算定されるため、前年の給与所得を「30/100」と見なして算定します。

- ★同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常どおりです。
- ★高額療養費等の所得区分の判定も、前年所得のうち給与所得を「30/100」と見なして判定します。

■軽減される期間は？

離職した日の翌日から翌年度末までの期間の国保税が軽減されます。

★途中で就職しても、国保加入中であれば軽減を引き継ぎますが、社会保険などに加入して国保から脱退した場合はその時点で軽減終了となります。

★その後、再度国保に加入された場合、以前の申請の軽減適用期間内であれば軽減を引き継ぎます。

■申請後、国保税はどうなるの？

提出書類等を確認した上で、適用となる場合は国保税の再計算を行います。

減額分の期割額への反映は、通知月以降の納期分からとなりますので、お早めに手続きいただくことをお勧めします。

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の退職理由番号が、次に該当しますか？
11、12、21、22、23、31、32、33、34

はい

申請できます

いいえ

申請できません

提出先はこちらへ
用紙もあります

市民課(国民健康保険係)
北部事務所

産前産後期間相当分の国保税軽減について

- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当額が軽減されます。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が軽減されます。
※平等割額は軽減の対象外のため、対象期間の国保税が0円になる事はありません。

被保険者の後期高齢者医療制度への移行等に伴う低所得者軽減について

- ①低所得者に対する軽減について
世帯の国保被保険者数が減少しても、従前と同様の基準で軽減判定を行います。(特定同一世帯所属者)
- ②平等割の軽減について
世帯に残された被保険者が単身となる場合は、平等割を5年間半額にし、その後の3年間は4分の1を軽減します。
※この軽減が適用されている間に納税義務者が変更となった場合は適用できなくなります。
- ③被用者保険の被扶養者であった者への軽減について
その被用者保険の被扶養者(旧被扶養者といいます、ただし65歳から74歳までに限る)が国保に加入した場合は、軽減する制度があります。

お問い合わせ先

魚沼市役所 市民福祉部 市民課 国民健康保険係
〒946-8601 魚沼市小出島910番地 電話：025-793-7971